

支部学術集会運営細則

（目的）

第 1 条 この細則は、定款の規定に基づき、本会が主催する支部学術集会の運営について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 支部学術集会とは、講演あるいは会員の研究発表等を通じ、会員の知識の啓発および研究成果の社会還元を目的とし、当該支部地域において毎年 1 回定期的に開催する集会をいう。

（会長）

第 3 条 支部学術集会を運営するために、支部学術集会会長（以下、「会長」と略記）を 1 名おく。

（会長の選任）

第 4 条 会長の選任は支部運営委員会が推薦し、理事会の承認を受ける。

2 会長の選出は就任予定年度の 3 年前に行う

（会長の義務）

第 5 条 会長は支部学術集会開催にかかる業務を担当する。

2 会長に欠員が生じた場合は、代行者または後任者を支部運営委員会が推薦し、理事会の承認を受ける。後任者の任期は当該支部学術集会終了時までとする。

3 会長は支部学術集会開催後、速やかに開催の概略を支部長に報告し、同年 12 月末までに最終報告書を提出する。

（会長の任期）

第 6 条 会長の任期は、就任後より当該年度に係る支部学術集会の終了時までとする。

（組織）

第 7 条 会長は支部学術集会プログラムを決定する権限を有する。

2 支部長は支部学術集会に関する報告をこの法人の理事会に行うものとする。

（開催日等）

第 8 条 開催日ならびに会場は、会長が支部運営委員会と協議の上で決定し、支部長を通じてこの法人の理事会に報告する。

2 複数の支部学術集会候補日が同一となる場合は、この法人の理事会が調整することができる。

(参加登録)

第9条 本会の会員は、参加費を納入することで支部学術集会に参加、発表を行うことができる。ただし会長が認めたものは、非会員でも参加費を納入することで参加、発表を行うことができる。

(採否等)

第10条 支部学術集会に申し込まれた演題は、会長が選任した査読者により査読を行う。

(守秘義務)

第11条 会長および支部運営委員は採否確定前の演題等、審議中に知り得た事項を外部に漏らしてはならない。

(細則の改定)

第12条 この細則はこの法人の理事会の議により改定できる。

(附則)

この細則は、2017年1月1日から施行する。

この改定は、2021年2月11日から施行する。

この改定は、2021年6月28日から施行する。